生駒市条例第13号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する 条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 (令和元年8月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「(4,500)」、「(4,400)」、「(5,250)」、「(5,150)」、「(5,150)」、「(7,000)」、「(6,000)」、「(6,850)」、「(7,000)」、「(7,850)」、「(9,250)」、「(9,050)」、「(10,500)」、「(10,300)」、「(12,550)」、「(12,300)」、「(14,150)」、「(13,900)」、「(15,150)」、「(16,800)」、「(16,500)」、「(18,200)」、「(17,850)」、「(19,500)」、「(19,150)」、「(21,200)」、「(20,800)」、「(22,850)」、「(22,450)」、「(24,650)」、「(24,200)」、「(30,800)」、「(30,250)」、「(34,000)」及び「(33,400)」を削り、同表備考第7項を削り、同表備考第8項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「括弧内の」を「額に2分の1を乗じて得た」に改め、同項を同表備考第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(令第14条に規定する特定

被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用 については、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、最年長の特定 被監護者等から順に2人目以降は0円とする。

別表備考第9項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、令和6年4月分の利用者負担額から適用し、同年3 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。